

寒川町立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月16日

寒川町教育委員会

教育長 大澤 文雄

寒川町教育委員会規則第1号

寒川町立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則

寒川町立学校施設使用条例施行規則(昭和54年寒川町教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第4条中「使用を」を「使用許可の内容を」に改め、同条に次の4項を加える。

- 2 使用者は、使用の取消しをしようとするときは、直ちに寒川町立学校施設使用取消(変更)申請書(第3号様式)(次項において「取消変更申請書」という。)に既に交付を受けた使用許可書を添えて、委員会に提出しなければならない。
- 3 使用者は、使用の変更をしようとするときは、使用日の7日前までに取消変更申請書に既に交付を受けた使用許可書を添えて、委員会に提出しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、使用者は、第7条第1項第1号又は第3号に該当し当該学校施設の使用ができなかったときは、その使用日を経過した後においても使用の変更をすることができる。
- 5 委員会は、使用者が第1項の規定により使用許可を取り消され、又は使用の変更をさせられたことにより使用者に生じた損害その他の責務について、それらの責め的一切を負わない。

第8条を第9条とする。

第7条第1号中「規則」の次に「その他の規程」を加え、同条第6号を同条第7号とし、同条第5号中「許可を受けないで」を「委員会の承認を受けないで」に改め、同条を同条第6号とし、同条中第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 満18歳以上の者を代表者とし、その者を当該学校施設の使用に係る使用責任者として明確にすること。

第7条を第8条とする。

第6条第2項中「第5号様式」を「第7号様式」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「条例第6条ただし書の規定により既納の」を削り、「第4号様式」を「第6号様式」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第6条第3項ただし書の規定により使用料を還付できる場合は、次のとおりとする。

- (1) 使用者の責めによらない理由により使用不能となったとき。
- (2) 使用日の7日前までに第4条第2項による使用の取消しの申請があったとき。
- (3) その他委員会が相当な理由があると認めたとき。

第6条を第7条とする。

第5条第1項中「第3号様式」を「第4号様式」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 町長は、前項の申請に対し、使用料の減免を決定するときは、寒川町立学校施設使用料減免決定通知書(第5号様式)を当該申請者に交付するものとする。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(使用料の納付)

第5条 使用者は、学校施設を使用しようとする日の5日前までに条例第6条に定める使用料を納付しなければならない。

別表中

「

体育館	小学校	寒川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(平成13年教育委員会規則第2号)に規定する休業日(以下「休業日」という。)	午前9時～午後零時 午後零時～午後1時 午後1時～午後5時 午後5時～午後7時 午後7時～午後9時
-----	-----	---	---

		休業日以外の日		午後5時～午後7時 午後7時～午後9時
	中学校	1月4日～12月28日		午後7時～午後9時
屋外運動場	小学校	休業日	3月から10月	午前9時～午後零時
			に使用する	午後零時～午後1時
			とき	午後1時～午後5時
		上記以外の	午前9時～午後零時	
		月に使用する	午後零時～午後1時	
		るとき	午後1時～午後4時	
		5月から8月の休業日以外の日		午後5時～午後7時
	寒川中学校	月曜日以外の日		午後6時30分～午後9時
	旭が丘中学校	月曜日以外の日		午後7時～午後9時30分
南小学校ふれあいホール		休業日		午前9時～午後零時 午後零時～午後1時 午後1時～午後5時 午後5時～午後7時 午後7時～午後9時
		休業日以外の日		午後5時～午後7時 午後7時～午後9時

」を

「

体育館	小学校	寒川町立小学校及び中学校の	午前9時～正午
-----	-----	---------------	---------

		管理運営に関する規則(平成13年教育委員会規則第2号)に規定する休業日(以下「休業日」という。)		正午～午後1時 午後1時～午後3時 午後3時～午後5時 午後5時～午後7時 午後7時～午後9時
		休業日以外の日		午後5時～午後7時 午後7時～午後9時
	中学校	1月4日～12月28日		午後7時～午後9時
屋外運動場	小学校	休業日	3月から10月に使用する とき	午前9時～正午 正午～午後5時
			上記以外の 月に使用する とき	午前9時～正午 正午～午後4時
		5月から8月の休業日以外の日		午後5時～午後7時
	寒川中学校	月曜日以外の日		午後6時30分～午後9時
	旭が丘中学校	月曜日以外の日		午後7時～午後9時30分
南小学校ふれあいホール		休業日		午前9時～正午 正午～午後1時 午後1時～午後3時 午後3時～午後5時 午後5時～午後7時

		午後7時～午後9時
	休業日以外の日	午後5時～午後7時
		午後7時～午後9時

」に

改める。

第5号様式を第7号様式とし、同様式の前に次の2様式を加える。

第5号様式(第6条関係)

第5号様式(第6条関係)

年 月 日

寒川町立学校施設使用料減免決定通知書

カード番号 _____

団体名 _____

代表者名 _____

代表者住所 _____

寒川町教育委員会 印

次のとおり承認します。

施設名	利用日時	室場・面名・行事名・利用目的・利用人数	施設使用料
※上記以外は内訳参照		小計(1)	円
	付帯設備等	数量	付帯設備等使用料
※上記以外は内訳参照		小計(2)	円
使用料合計	通常使用料合計(1+2)		円
	減免額		円
	使用料合計		円

営利目的	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	入場料徴収	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	入場料の最高額	円
備考					

第6号様式(第7条関係)

第6号様式(第7条関係)

年 月 日

寒川町立学校施設使用料還付申請書

(あて先) 寒川町長

カード番号

団体名

代表者名

代表者住所

代表者連絡先

次のとおり申請します。

還付申請の額	円	納入年月日	
		許可を受けた利用日	
申請の理由			

下記口座を還付金振込先として指定します。

振込先	金融機関	銀行 信用金庫 労働金庫 農業協同組合	本・支店	本店 支店 出張所
	預金種目	該当に✓をしてください。 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			

備考

第4号様式を削り、第3号様式を第4号様式とし、第2号様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式(第4条関係)

第3号様式(第4条関係)

年 月 日

寒川町立学校施設使用取消(変更)申請書

(あて先) 寒川町長

カード番号

団体名

代表者名

代表者住所

代表者連絡先

次のとおり利用予約の取消(変更)について、申請します。

取消を希望する利用予約				
(1)	予約施設		予約日時	年 月 日 時 ~ 時
(2)	予約施設		予約日時	年 月 日 時 ~ 時
変更を希望する利用予約				
(前)	予約施設		予約日時	年 月 日 時 ~ 時
(後)	予約施設		予約日時	年 月 日 時 ~ 時
(規則第7条第1項第1号又は第3号に該当する場合の理由)				
(前)	予約施設		予約日時	年 月 日 時 ~ 時
(後)	予約施設		予約日時	年 月 日 時 ~ 時
(規則第7条第1項第1号又は第3号に該当する場合の理由)				

上記の利用予約の内容を変更してよろしいか。

処理日	年 月 日	
課長	副主幹等	担当
備考		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の寒川町立学校施設使用条例施行規則別表の規定は、令和4年6月1日以後の学校施設の使用について適用し、同日前の学校施設の使用については、なお従前の例による。